

制定	平成 26 年 4 月 24 日	環廃産発第 1404242 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	環廃産発第 1504018 号
改正	平成 28 年 2 月 12 日	環廃産発第 1602123 号
改正	平成 29 年 7 月 12 日	環廃産発第 1707122 号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業) 実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業）交付要綱（平成 29 年 7 月 12 日付け環廃産発第 1707121 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

2. 事業の実施方法等

(1) 事業の目的

運賃負担力が小さく、納期の制約が少ない循環資源等は、本来海上輸送に適しているにもかかわらず、循環資源等の輸送形態は陸送（トラック輸送）が約 9 割を占めており、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素化の余地が大きい。また、輸送効率化を通じた静脈物流コストの削減により、従来最終処分等されていた循環資源等の広域リサイクルが経済的に可能となり、リサイクル率の向上や最終処分量の低減が期待される。

本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、二酸化炭素の削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(2) 事業の要件

ア 低炭素型静脈物流システム構築事業

<基本的要件>

- (ア) 事業の実実施計画が確実かつ合理的で、実現性が高いこと。
- (イ) 事業実施者が事業を的確に行うに足りる技能、経理的基礎及び実施体制を有すること。
- (ウ) 事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- (エ) 事業経費及び事業により導入する設備等について、国からの他の補助金等を受けていないこと。
- (オ) 事業期間が 3 年を超えないものであること。
- (カ) 事業を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関連通知を遵守すること。
- (キ) 循環型社会の構築に資する事業であること。
- (ク) リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）施策の推進に資する事業であること。

<個別要件>

- (ケ) 二酸化炭素の削減に効果的な事業であること。

(コ) 海上輸送による低炭素型静脈物流システムのモデルとして先進性が高く、当該事業の遂行により他の事業への波及効果が見込まれること。

(サ) 補助事業終了後における事業の継続が見込まれること。

イ 循環資源等取扱設備導入事業

(ア) アの事業の実施に伴って必要となる設備の導入であり、事業実施計画において当該設備の使用が位置付けられていること。本事業のみの実施は認められない。

(イ) 事業実施者（共同事業者を含む。）が導入設備の所有者となること。

(ウ) 補助対象設備ごとの要件は以下のとおり。

対象設備	要件	設備の例
循環資源等専用輸送容器	<ul style="list-style-type: none">・循環資源等の輸送の目的で使用すること。・船舶による海上輸送が可能な仕様であり、反復使用及び港湾荷役に耐える構造及び強度を有していること。・廃棄物の収集運搬に供する場合には、廃棄物処理法における処理基準を満たしていること。	コンテナ、タンクコンテナ等
循環資源等専用運搬設備	<ul style="list-style-type: none">・循環資源等又は循環資源等専用輸送容器の運搬の目的で使用すること。・循環資源等又は循環資源等専用輸送容器の陸上運搬又は海上運搬が可能な仕様であること。・廃棄物の収集運搬に供する場合には、廃棄物処理法における処理基準を満たしていること。	海上コンテナ対応型シャーシ、トラクターヘッド等
循環資源等専用集積・保管設備	<ul style="list-style-type: none">・循環資源等の積み替え・保管の目的で使用すること。・輸送手段の変更に伴う循環資源等の集積・積み替え・保管が可能な仕様であること。・廃棄物の積み替え・保管に供する場合には、廃棄物処理法における処理基準を満たしていること。	倉庫設備、ストックヤード等

(3) 二酸化炭素削減量の把握等

事業実施者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握することとする。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供することとする。

(4) 事業報告書の提出

事業実施者は、補助金の交付を受けて行う要綱第4条第1項各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）をすべて終了した場合においては、その後5年間の期間について、補助事業の終了後の事業（以下「補助終了後事業」という。）の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省に提出するものとする。また、環境省の求めに応じて、補助事業及び補助終了後事業の成果等に係る情報を提供し、普及に努めることとする。

附 則

この実施要領は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。
2. ただし、平成 28 年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙様式

(モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業の事業報告書の作成例)

平成○年度モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業
事業報告書

平成○年○月○日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 補助終了後事業の概要

【補助終了後事業の概要を記載する。】

2. 補助終了後事業の実績

【本報告の対象とする年度における補助終了後事業の実施状況及び補助事業で導入した設備の利用状況等を記載する。】

3. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量 (実績)

【補助終了後事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 削減量の増減の原因

【(1)の削減量(実績)が、補助事業又は補助終了後事業による前年度の二酸化炭素の削減量と比較して増減した場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する(二酸化炭素削減量が減少していない場合は、記載を要しない)。】

4. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

5. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について記載する。】

6. 事業による波及効果

【本報告の対象とする年度における補助事業又は補助終了後事業の実施による当該事業者内での波及効果や他の事業者への波及効果に関する状況を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。また、罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】